

市町村森林整備計画の変更手続の簡素化について

令和6年3月28日

林野庁計画課

1. 概要

令和5年の地方分権に関する提案募集において、「市町村森林整備計画の変更手続の簡素化」について提案があり、検討の結果、令和5年12月22日に閣議決定された「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」では、当該提案の対応方針として、①市町村森林整備計画を変更する必要がある類型及び②関係森林管理局長への意見聴取の必要がある類型を整理するとともに、③都道府県知事との協議に先立つ連絡調整手続の簡略化が可能な類型及び方法について明確化し、これらを地方公共団体に令和5年度中に周知することとされたところです。

令和5年12月に林野庁が行った全ての都道府県及び市町村を対象とした実態調査の結果（別添参照）を踏まえ、市町村の事務負担の軽減に資するよう、市町村森林整備計画の変更手続の簡素化に係る類型及び方法について次のとおり整理しましたので、市町村への周知をお願いします。

2. 考え方と具体的な類型等

（1）市町村森林整備計画を変更する必要がある類型

[考え方]

市町村森林整備計画の変更については、森林法第10条の6第1項及び2項に基づき、市町村が都道府県知事から「地域森林計画の変更により市町村森林整備計画が地域森林計画に適合しなくなった」として市町村森林整備計画を変更すべき旨の通知を受けたときを事由とする義務的変更と、同条第3項に基づき、市町村が森林の現況等に変動があつたため必要があると認めるときを事由とする任意変更があります。

このうち任意変更については、市町村がその要否を判断できるものですが、市町村森林整備計画の計画期間中に必ずしも変更する必要がなく、5年毎の計画策定のタイミングに合わせて見直しを行うことで差し支えないと考えられる類型を以下に示しますので、変更手続実施の判断の参考としてください。

なお、同条第1項に定める義務的変更として都道府県から通知を受けた場合については、すみやかに市町村森林整備計画の変更を行う必要があることにご留意ください。

[市町村森林整備計画を変更する必要があると考えられる類型]

- ・市町村森林整備計画の計画事項（森林法第10条の5第2項及び第3項に規定する事項）以外の記載内容を変更する場合
（例：参考資料である統計データや用語の解説の更新、境界明確化や転用等によって市町村内の地域森林計画対象森林面積が軽微に変更された場合であって市町村森林整備計画の公益的機能別施業森林等の区域（ゾーニング）変更を要しないとき）
- ・計画中に引用する都道府県の通知等の名称・番号等が改正された場合で、実質的な内容変更がないとき
- ・軽微な文言等の変更・修正

※ なお、都道府県から技術的助言として示された文言どおりの変更、地域森林計画と文言等を適合させるための変更については、必ずしも全ての場合において市町村森林

整備計画を変更する必要がないと言い切れないため、市町村と都道府県で調整を図っていただくようお願いします。

(2) 関係森林管理局長への意見聴取の必要がない類型

[考え方]

市町村森林整備計画の樹立・変更に際した関係森林管理局長への意見聴取（森林法第10条の5第8項）は、「必要に応じ」行うこととされており、当該市町村の区域内における国有林の分布の多寡等を勘案して、関係森林管理局長からのアドバイスを得る必要性の観点から市町村長がその実施を判断できるものです。

市町村長が関係森林管理局長への意見聴取を必ずしも行う必要がないと考えられる類型を以下に示しますので、意見聴取実施の判断の参考にしてください。

なお、関係森林管理局長への意見聴取は縦覧期間満了後に行うこととされていますが、意見聴取を効率的に行う観点から、縦覧開始前又は縦覧期間満了の前にメール等により市町村森林整備計画の案について森林管理局に情報共有を行うことも可能です。

[関係森林管理局長への意見聴取の必要がないと考えられる類型]

- ・ 都道府県から技術的助言として示された文言どおりの変更、地域森林計画と文言等を適合させるための変更（国有林に関係する内容につき、既に地域森林計画の変更時に関係森林管理局長への意見聴取が行われている場合）
- ・ 国有林に直接影響や関係がない変更（例えば、官行造林地、標準伐期齢、鳥獣害防止対策森林区域、国有林の面積・通知・制度等の記載のいずれにも変更がない場合）
- ・ 市町村内の地域森林計画対象森林面積の軽微な変更
- ・ 軽微な文言等の変更・修正

(3) 市町村森林整備計画の樹立・変更に係る都道府県知事との協議に先立つ連絡調整の手続の簡略化が可能な類型及びその方法

[考え方]

都道府県知事との協議に先立つ連絡調整は、森林法第10条の5第9項に基づく都道府県知事への協議を円滑に行うために、関係通知¹において行うことを定めたものです。

このため、市町村の事務負担の軽減に資するよう、実質的ではない変更内容については連絡調整を簡略化できると考えられるほか、簡略化した方法により連絡調整を行っても差し支えないものと考えられます。

連絡調整を簡略化できると考えられる類型及び方法を以下に示すので、連絡調整実施の判断の参考にしてください。

[連絡調整の手続の簡略化が可能と考えられる類型]

- ・ 都道府県からの技術的助言として示された文書内容のとおりに変更する場合
- ・ 地域森林計画と文言等（対象面積、路網計画等を含む）を適合させるために変更する場合
- ・ 軽微な文言等の変更・修正

¹ 市町村森林整備計画制度等の運用について（平成3年7月25日付け3林野計第305号林野庁長官通知）

[連絡調整の手続の簡略化が可能と考えられる方法]

- ・紙文書ではなくメールや電話、森林クラウドシステム等を用いた連絡による手続簡略化（なお協議の際に確認ができるよう、記録に残るメールなどの方法が望ましい）

【参考】

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）（抜粋）

5 義務付け・枠付けの見直し等

【農林水産省】

(3) 森林法（昭26法249）

(i) 市町村森林整備計画の変更（10条の6）については、市町村の事務負担の軽減に資するよう、市町村森林整備計画を変更した事例を分析した上で、計画を変更する必要がない類型及び関係森林管理局長への意見聴取（10条の6第4項において準用する10条の5第8項）の必要がない類型を整理するとともに、都道府県知事との協議（10条の6第4項において準用する10条の5第9項）に先立つ連絡調整については手続の簡略化が可能な類型及びその方法を明確化し、これらの類型及び方法について地方公共団体に令和5年度中に周知する。

【別添】

地方分権改革に関する提案に係る実態調査の結果

調査目的

市町村森林整備計画の変更手続簡素化の検討に際して、市町村森林整備計画の変更手続に係る実態を把握する。

調査対象及び期間

全ての都道府県及び市町村を対象として、令和5年12月22日から令和6年1月19日まで実施。

回答状況

546 市町村・41 都道府県から回答提出。

問1：これまで市町村森林整備計画を変更した事例のうち、5年毎の計画策定のタイミングを待たずに変更を行う必要性が乏しいと考えられるもの

回答内容 (市町村森林整備計画の変更を不要とすべき事由)	市町村 の回答 数	都道府 県の回 答数
都道府県からの技術的助言として示された文言どおりの変更、地域森林計画と文言等を適合させるための変更	19	—
計画中に引用する通知等の名称・番号等の改正	15	1
軽微な文言等の変更・修正	13	—
国による森林計画制度の運用見直しに伴う変更（特に効率的な施業が可能な森林の区域創設に伴う変更 等）	3	—
市町村森林整備計画の計画事項以外の内容変更 ・ 参考資料の数値・データの変更、用語集の改正等の変更 ・ 市町村区域内の地域森林計画対象森林面積の軽微な変更（毎年度の転用等による面積異動、境界明確化等に伴う面積修正 等）	2	2
地域森林計画の林道計画のみ変更になった場合の変更	1	—
その他 ・ 林道計画は5年を待たずに変更している ・ 森林所有者から森林区分変更の申し入れがあった場合 ・ 上位計画の変更に伴う変更が大半であり必要性が乏しいか判断がつかない ・ 上位計画の変更に伴う変更であるが当該市には関連性が低いもの ・ 計画期間中の変更は慎重に行うべき ・ 森林そのものが少なく計画策定も形式的 等	9	—
無回答（特になしを含む）	485	38

注）1回答で複数要素を含む場合はそれぞれに計上したため、各項目の合計と回答総数は一致しない

問2：都道府県知事との協議に先立つ連絡調整として行っている事例のうち、簡略化が可能と考えられるもの・簡略化の方法

回答内容 (簡略化すべき事由、簡略化の方法)	市町村 の回答 数	都道府 県の回答 数
<簡略化すべき事由>		
都道府県から技術的助言として示された文言どおりの変更、地域森林計画と文言等を適合させるための変更	92	13
軽微な文言等の変更・修正	4	2
市町村森林整備計画の計画事項以外の内容変更 (市町村区域内の地域森林計画対象森林面積の変更)	4	—
都道府県と調整済みの変更内容 (国庫補助を受ける林道作設等に係る変更 等)	3	—
その他 ・ 変更手続を簡略化してほしい ・ 簡略化よりも都道府県から十分な協力助言をしてほしい ・ 必要に応じて連絡調整を実施する	9	1
連絡調整は既に十分簡略化されている	4	—
簡略化は困難、簡略化する必要がない	1	1
連絡調整とは関係ない意見 (学識経験者への意見聴取(森林法第10条の5第6項)をメールで実施する、都道府県知事等への写しの送付(森林法第10条の5第10項)は不要 等)	6	—
無回答(特になしを含む)	391	17
<簡略化の方法>		
・ 紙媒体ではなく、メール、電話(口頭)、森林クラウドシステム等による連絡とする ・ 会議の場で都道府県担当者から署名をもらう	32	7

問3：関係森林管理局長への意見聴取を行っている事例のうち、不要としても差し支えないと考えられるもの

回答内容 (意見聴取を不要とすべき事由)	市町村 の回答 数	都道府 県の回答 数
都道府県からの技術的助言として示された文言どおりの変更	40	—
地域森林計画と文言等(対象面積、路網計画等)を適合させるための変更	1	8
国有林に直接影響や関係がない変更 ・ 国有林に隣接しない民有林に係る変更 ・ 国有林に近接しない林道・作業道に係る変更 等	10	6
軽微な文言等の変更・修正	9	—
その他 ・ 意見聴取が必要な事例を示してほしい ・ 市町村森林整備計画の記載努力義務の計画事項(法第10条の5第	4	3

3項)に係る内容のみの変更 ・ 方法に関するもの（関係森林管理局長への意見聴取を案の縦覧と同時に 行うことができないか、メール・口頭による連絡、資料の省略）等		
関係森林管理局長への意見聴取は不要 （国有林と関わりがない/薄い、国有林と近接していない、地域森林計画と 国有林の地域別森林計画で調整していれば不要 等）	12	1
関係森林管理局長への意見聴取は必要	2	—
趣旨が明確でない意見	5	—
無回答（特になし、意見聴取していないを含む）	463	23